

## 小規模保育事業(A型)(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算 I				管理者設置加算 ⑧	
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定			
				基本分単価 (注) ⑥	基本分単価 (注) ⑥	(注) ⑦	(注) ⑦	(注) ⑦	(注) ⑦	(注) ⑦	(注) ⑦		
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	160,440	(231,420)	155,810	(226,790)	+ 1,500	(2,200) × 加算率	1,450	(2,150) × 加算率	+ 35,230 + 350 × 加算率	
			乳 呪	231,420		226,790		+ 2,200	× 加算率	2,150	× 加算率		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	131,300	(202,280)	128,380	(199,360)	+ 1,210	(1,910) × 加算率	1,180	(1,880) × 加算率		
			乳 呪	202,280		199,360		+ 1,910	× 加算率	1,880	× 加算率	+ 22,250 + 220 × 加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算				休日保育加算 ⑪
				(注) ⑩	処遇改善等加算Ⅰ (注)	(注) ⑪	(注) ⑪	
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+ 141,970 (70,980)	+ 1,410 (700) ×加算率			休日保育の年間延べ利用子どもの数 各月初日の 利用子どもの数
			乳児	+ 70,980	+ 700 ×加算率			
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+ 141,970 (70,980)	+ 1,410 (700) ×加算率			
			乳児	+ 70,980	+ 700 ×加算率			



## 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	(19)	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ-① 48,730 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② 6,090 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める
冷暖房費加算	20	1 級 地 1,650 4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
		2 級 地 1,480 そ の 他 地 域 110	そ の 他 地 域：1級地から4級地以外の地域
		3 級 地 1,460	
除雪費加算	(21)	5,860	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	(22)	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 (23)		150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	(24)	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	(25)	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整